

---

野洲市立中学校における

部活動の方針

---

---

野洲市教育委員会

平成31年1月策定

## 目 次

<b>1. 方針策定の趣旨等</b>	
（1）はじめに	1
（2）基本方針	1
<b>2. 適切な運営のための体制整備</b>	
（1）部活動の方針の策定等	2
（2）指導・運営に係る体制の構築	2
<b>3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組</b>	
（1）適切な指導の実施	3
（2）体罰等の未然防止	4
<b>4. 適切な休養日等の設定</b>	
（1）休養日及び活動時間	4
（2）学校の方針の策定と運用	5
（3）休養日及び活動時間等の設定の工夫	5
<b>5. 部費等の適正な管理</b>	
（1）部費等を徴収する場合の会計処理	5
<b>6. 多様なニーズを踏まえた環境の整備</b>	
（1）多様なニーズに応じた活動を行う運動部の設置の検討	5
（2）地域との連携等	6
<b>7. 学校単位で参加する大会等の見直し</b>	
（1）市教育委員会の取り組み	6
（2）学校の取り組み	6
<b>8. 終わりに</b>	7
<b>資料</b>	
<b>資料 1</b> 緊急事態発生時の対処と緊急体制について	8
<b>資料 2</b> 教育活動の法的責任と義務	9
<b>資料 3</b> 熱中症予防について	10
<b>資料 4</b> 落雷事故の未然防止について	12

# 1. 方針策定の趣旨等

## (1) はじめに

中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しみながら、体力や技能、知識の向上を図るものである。それと同時に、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員との好ましい人間関係の構築や、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場にもなっている。これらは学校教育が育成を目指す資質や能力の一つであり、生徒が豊かな学校生活を送る上で、大きな教育的意義を担ってきた。

しかしながら、今日、社会、経済等のめまぐるしい変化や価値観の多様化による教育の諸課題の複雑化、生徒の放課後や休日の過ごし方の変化や少子化に伴う学校部活動に対するニーズの多様化等により、これまでの運営体制では、生徒と教師が努力しているにもかかわらず、その成果が表れにくくなってきている。

そこで、野洲市立中学校の部活動を対象として、生徒と教員にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が持続可能で、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で適切に運営されるよう、抜本的な改革に取り組んでいくため、本方針を策定する。

## (2) 基本方針

### ① 生徒の自主的、自発的な参加により活動する

個々の生徒が自分の興味・関心に基づいて継続的に取り組もうとする部活動を自らの意思で決定できるようにする。また、それぞれの生徒にとって適切な活動量や運動強度になるよう、練習計画やその内容を工夫する。

### ② 生徒の心身のバランスのとれた成長を促す

生徒が自ら目標や課題を設定し、活動や成長の過程を楽しみながら、目標達成や課題解決に向けて取り組む態度を育む。また、生涯にわたって心身の健康を維持増進し豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図り、バランスのとれた心身の成長を促し、充実した学校生活を送ることができるようになる。

### ③ 指導・運営体制を学校全体で構築する

休養日等を明確にした指導計画の作成や、複数顧問制でのワークシェアリングによる負担の軽減等、学校全体で教員のワークライフバランスを実現できる体制づくりに取り組む。また、地域等との連携による環境づくりや部活動指導員、外部指導者等の導入による負担軽減についても検討していく。

## 2. 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

- ① 市教育委員会は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月）」に則り、滋賀県の「部活動の指導について（平成 30 年 7 月）」を参考に、「野洲市立中学校における部活動の方針（以下、「本方針）」を策定する。
- ② 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。  
部活動顧問は、学校の活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会日程等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ④ 市教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定が効率的に行えるよう、様式の作成等を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ② 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、種々の状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ④ 市教育委員会は、滋賀県教育委員会と連携し、各部顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ⑤ 市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科部科学大臣決定）」及び「学校にお

ける働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

※ 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

### 3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### (1) 適切な指導の実施

① 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県及び市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

② 顧問は、運動部においては、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るためには適切な休養が必要であることや、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解して指導にあたる。同時に、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。さらに、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

指導に当たっては、生徒との信頼関係の下に、互いを尊重しあいながら活動を進めることが大切であり、身体に苦痛を与えたり高圧的な態度をとったりするような指導は行わないこと。

なお、文化部についても文化部活動の特性を踏まえつつ、この考えに準じて取り組むこととする。

## (2) 体罰等の未然防止

体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されており、教職員が自らの指導力を否定するものであるだけでなく、体罰を受けた生徒の心に深い傷を残し、社会全体の学校に対する信頼を著しく失墜させるものであり、決して許されるものではない。

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰等は、直接を受けた生徒のみならず、その場に居合わせ目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪影響を及ぼす。

校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを防止するための取り組みを行うこと。

なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識を持つことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図ること。

## 4. 適切な休養日等の設定

### (1) 休養日及び活動時間

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、朝練習は原則行わないこととする。

※ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

## (2) 学校の方針の策定と運用

校長は、2(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、市教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

## (3) 休養日及び活動時間等の設定の工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体等の部活動休養日を設け、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

## 5. 部費等の適正な管理

### (1) 部費等を徴収する場合の会計処理

活動費として徴収する部費等については、野洲市立学校徴収金取扱要領（平成26年4月1日教育委員会告示第8号）に沿って、適切な会計処理をする。

- ① 保護者等に過度な負担をかけないようにすること。
- ② 部費等を徴収する場合は、領収書等を発行するなど入金状況が明確になるようにすること。また、徴収した部費等は金融機関に預けて保管すること。
- ③ 部費等に係る出納簿を作成し、日ごろから会計の処理内容を明確にするとともに、領収書など関係証書類等の整理を行っておくこと。
- ④ 少なくとも年1回は保護者に対して監査を伴う会計報告を行うこと。また、その際は管理職の承認を得ること。

## 6. 多様なニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 多様なニーズに応じた活動を行う運動部の設置の検討

- ① 校長は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友だちと楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、女子や障害のある生徒等も含めて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、

体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

※ スポーツ庁「平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成 30 年 2 月公表）では、保健体育の授業を除く 1 週間の総運動時間が 60 分未満である中学校 2 年生女子の割合は 19.4%で、このうち、0 分の割合は 13.6%であった。

※ スポーツ庁「平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成 30 年 2 月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校 2 年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子 42.9%・女子 59.1%）」、「友達と楽しめる（男子 42.7%・女子 60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子 44.4%・女子 53.8%）」が上位であった。

## （2）地域との連携等

① 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツや文化的な活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

② 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 7. 学校単位で参加する大会等の見直し

### （1）市教育委員会の取り組み

市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会等について検討する。

### （2）学校の取り組み

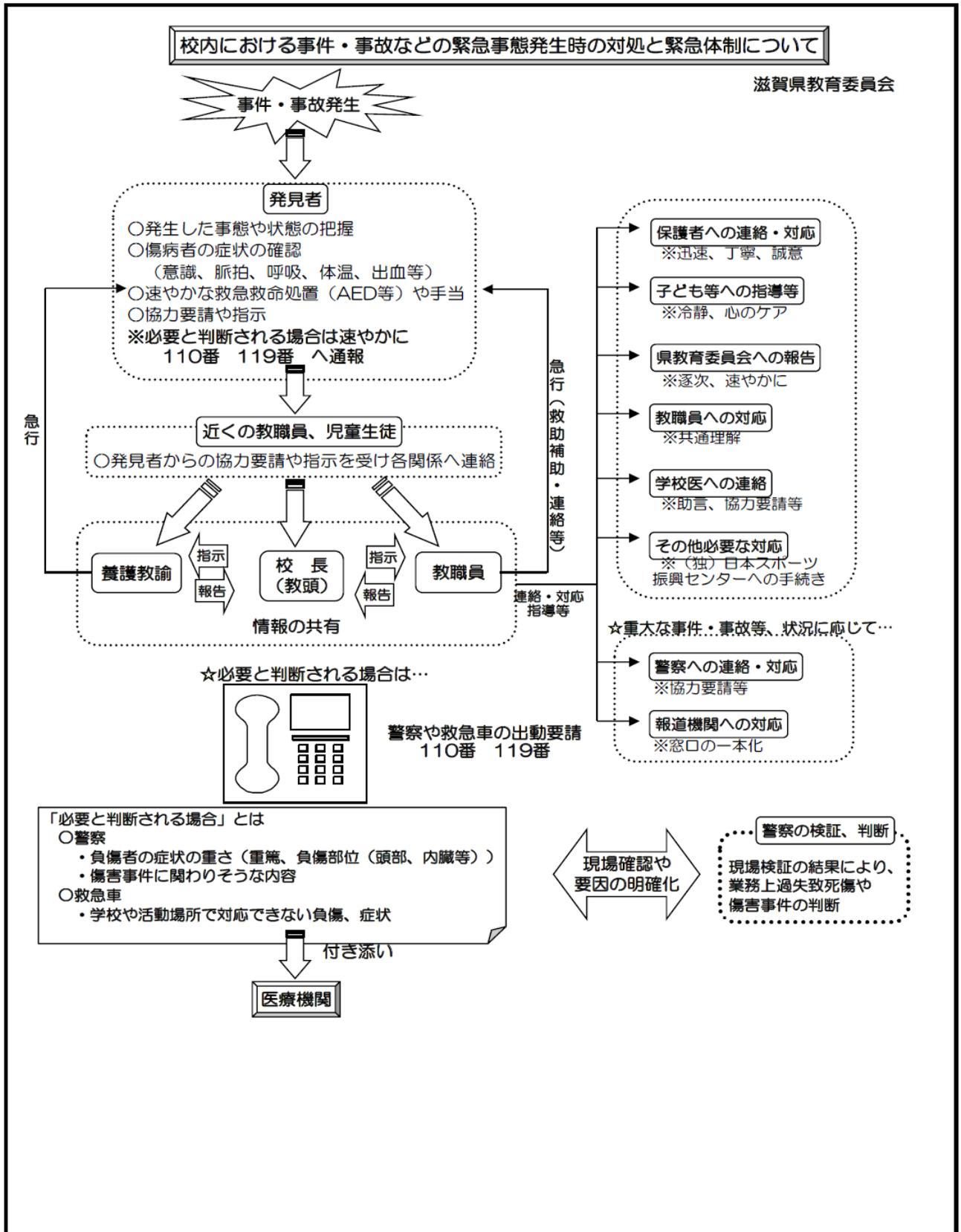
校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 8. 終わりに

本方針は、生徒と教員にとって望ましい環境を構築するという観点から、部活動の改革に向けた具体の取り組みについて示すものである。一方、スポーツ庁のガイドラインでは、少子化が進むことを踏まえ、ジュニア期のスポーツ環境の整備について、長期的には一定規模の地域単位での活動を視野に入れた体制の構築にも言及された。

本市においては、こうした動きも注視しつつ、競技団体等の関係機関との連携も含め、さらなる適正な部活動の運営について検討し推進していく。

資料1 緊急事態発生時の対処と緊急体制について



教育活動の法的責任とそれにもなって発生する義務

学校事故に対する法律上の責任

◎民事上の責任  
 事故によって生じた損害の填補を目的とした責任（損害賠償責任）  
 【関連法令】  
 ○民法709条（不法行為）  
 ○民法712条（未成年者の責任能力）  
 ○民法714条（監督責任）

◎刑事上の責任  
 法を犯した者に対して刑罰という制裁を加え、社会を犯罪から予防、防衛するための責任（社会としての制裁）  
 【関連法令】  
 ○刑法204条（傷害罪）  
 ○刑法208条（暴行罪）  
 ○刑法211条（業務上過失致死傷罪）

◎行政上の責任  
 公務員関係の内部秩序維持のため公務員の職務上の義務違反に対して任命権者がその職員に対して問う責任（行政処分）  
 【関連法令】  
 ○地方公務員法29条（懲戒）

安全配慮義務

学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務。  
 特に、生徒の生命・身体・精神・財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講じる義務。

指導監督義務	安全保護義務
危険予見義務	危険回避義務

校長・教職員の共通理解

### 資料3 熱中症予防について

#### ● 熱中症は予防できる！ — 熱中症予防の原則 —

##### 1 環境条件に応じて運動する（「熱中症予防のための運動指針」を参照）

学校の管理下における熱中症の死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものです。暑い季節の運動は、なるべく涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には、こまめに休憩をとりましょう（目安は30分程度に1回）。

##### 2 こまめに水分を補給する

暑いと汗をたくさんかきます。水分を補給しないと脱水状態となり、体温調節や運動能力が低下します。暑いときは、一人一人の状態に応じて、こまめに水分を補給しましょう。汗には塩分も含まれているので、0.2%程度の食塩水を補給します。市販のスポーツドリンク（多くは、塩分濃度0.1~0.2%）を利用するのもよいでしょう。補給する量は、汗をかくて失われた分を補給するのが望ましい形です。発汗量は個人差が大きいので、運動前後に体重を計って、水分補給の目安としましょう。



##### 3 暑さに慣らす

熱中症の事故は、梅雨明けなどの急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生する傾向にあります。暑さに慣れるまでは（1週間程度）、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていきましょう。

また、試験休みや病気の後など、しばらく運動をしなかったとき、合宿の初日などには、急に激しい運動をすると熱中症が発生することがあるので、注意しましょう。

##### 4 できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける

暑いときには、軽装にして、素材も吸湿性や通気性のよいものを選びます。屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用し、暑さを防ぎましょう。防具をつけるスポーツ（剣道、アメリカンフットボールなど）では、休憩中に防具や衣服を緩め、できるだけ熱を逃がしましょう。



##### 5 肥満など暑さに弱い人には特に注意する

暑さへの耐性は個人差が大きいことを認識する必要があります。肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので、運動を軽くするなどの配慮をしましょう。

学校の管理下における熱中症死亡事故の7割以上は肥満傾向の人に起きており、特に注意が必要です。

また、体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症を発症しやすくなってしまいます。疲労、発熱、下痢など体調不良のときは、無理に運動をしない・させないことです。



★ 以上のポイントの前提として、体調が悪くなったらすぐに運動を中止し、適切な応急手当など必要な措置をとりましょう！

#### ☀️ トピックス 体温調節について

深部の体温は、環境温度が変化しても一定に保たれるようになっています。これは、体内での熱産生と体表面からの熱放散が体温調節中枢によって平衡を保っているからです。暑いとき、熱放散は主に汗の蒸発によって行われていますが、湿度が高いと制限されてしまい、うつ熱（\*）が起きやすくなります。運動時には、筋で大量の熱が発生するため、熱の放散が問題になります。激しい運動では、安静時の10~15倍の熱が発生しますが、これは、20~30分で体温を4℃上昇させる熱に相当し、熱放散が制限される条件下では、うつ熱が発生しやすくなるのです。高温環境下の運動は、大量の発汗が生じるため、水分を補給しないと脱水になってしまいます。脱水になると、循環が悪くなるため、熱放散の効率が低下し、さらにはうつ熱が生じやすくなってしまいます。

\*うつ熱：体内に熱が溜まること

#### ☀️ 参考 熱中症予防のための運動指針

WBGT (℃)	湿球温度 (℃)	乾球温度 (℃)	運動は原則中止	参考 熱中症予防のための運動指針
31	27	35	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、皮膚温より気温のほうが高くなる。特別な場合以外は運動は中止する。
28	24	31	激重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険が高いため激しい運動や持久走など熱負荷の大きい運動は避ける。運動する場合には積極的に休憩をとり水分補給を行う。体力の低いもの、暑さに慣れていないものは運動中止。
25	21	28	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり、水分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21	18	24	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
			ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

WBGT 湿球黒球温度

屋外: WBGT = 0.7 × 湿球温度 + 0.2 × 黒球温度 + 0.1 × 乾球温度

室内: WBGT = 0.7 × 湿球温度 + 0.3 × 黒球温度

○ 環境条件の評価はWBGTが望ましい。

○ 湿球温度は気温が高いと過小評価される場合もあり、湿球温度を用いる場合には乾球温度も参考にする。

○ 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意。湿度が高ければ、1ランクきびしい環境条件の注意が必要。

※ 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（財団法人日本体育協会）」

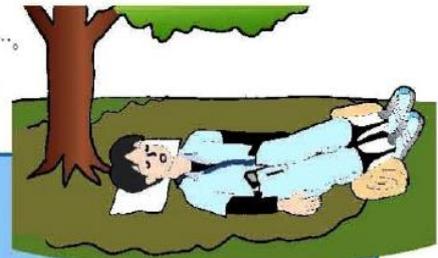
（引用文献『熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—』文部科学省、独立行政法人日本スポーツ振興センター）

# ●熱中症の応急措置

—あわてるな！されど急ごう応急措置—



熱中症は予防が大切です。しかし、もし熱中症になってしまったら…。万一の場合に備えて、応急手当や必要な措置などを理解しておくことは大変重要です！



涼しい場所に運び、衣服を緩めて寝かせる。  
 次のような症状がみられる場合は、速やかに必要な手当や措置をとる。

**熱けいれん**

大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こるもので、筋の興奮性が亢進して、四肢や腹筋のけいれんと筋肉痛が起こる。

**熱疲労**

脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などが起こる。頻脈、顔面蒼白となる。体温の上昇は顕著ではない。

**熱射病（重症）**

体温調節が破綻して起こり、高体温で種々の程度の意識障害が起こる。足がもつれる・ふらつく・転倒する、突然座り込む・立ち上がれない、応答が鈍い、意識がもうろうとしている、言動が不自然など少しでも意識障害がある場合には、熱射病を疑う。

生理食塩水を補給する。  
 (0.9%食塩水 = 1ℓの水に9gの食塩水)

水分を補給する。  
 (0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等)

すぐに救急車を要請し、同時に応急手当を行う。

回復しないときは救急車を要請!!

足を高くして寝かせ、手足を末梢から中心部に向けてマッサージするのも効果的

救急車到着までの間、積極的に体を冷やす。  
 ☆ 水をかけたり、濡れタオルを当てて扇ぐ。

**One Point !!**  
 上記に加えて、水やアイスパックがあれば、頸部、脇の下、足の付け根などの大きい血管を冷やすのも効果的!

※ できるだけ迅速に体温を下げることであれば、救命率が上がります!!

**回復!!**

回復しないときは救急車を要請!!

**病院へ!!**  
 吐き気や嘔吐などで水分補給ができない場合は、病院へ運び点滴を受ける必要があります。

**病院へ!!**  
 体を冷やししながら、設備や治療スタッフが整った集中治療のできる病院へ一刻も早く搬送しましょう!!

(引用文献『熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー』文部科学省、独立行政法人日本スポーツ振興センター)

# 落雷事故を未然にふせぐために

気象情報の収集が避雷対策の出発！（前日から気象情報に注意）

**雷の危険性**  
◇雷の電流は、一般家庭の数百～数万倍 ◇雷の直撃を受けると80%が死亡



◎雷鳴が聞こえたら  
または  
◎頭上で急に発達した黒雲

雷の発生・接近を知るには！  
※ AMラジオの活用  
50kmほど離れた雷からカリカリという雑音をキャッチ

直ちに安全な場所に  
**避難・待機**



【運動場やプールにいるとき】  
校舎・体育館など

【校外にいるとき】  
バス・電車・鉄筋コンクリート 建築など

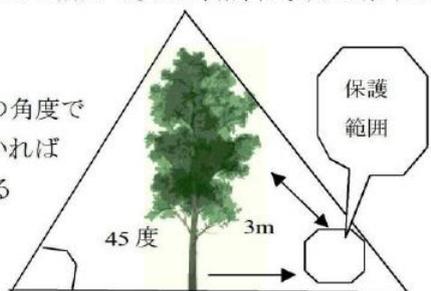
雷雲が遠ざかり、雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいは安全な場所で待機  
気象台等からの情報収集

## 緊急避難的な場所（落雷を受ける確率はゼロにはならない）

◇橋の下、避雷針あるいは高い物体の保護範囲内は、緊急避難的な場所として活用できるが、落雷を受ける確率はゼロにはならない。

### ◇保護範囲（右図参照）

高さ5m以上30m以下の高い物体に対し、木の一番高い部分を45度の角度で見上げた範囲内かつ、その物体から3m以上離れた場所でしゃがんでいれば比較的安全である。（木の一番高い部分までに、途中に枝・葉がでている場合は、その枝・葉からも3m離れる）



【注意】木・柱の真下には行かない。側撃の可能性あり

※側撃（落雷を受けた物体から放電を受けること）

## 情報収集について

- ◇大阪管区気象台 <http://www.osaka-jma.go.jp/> ◇日本気象協会 <http://tenki.jp/>
  - ◇ウェザーニュース <http://weathernews.jp/thunder/>
- ※雷に関する防災気象情報は「注意報」までしかない（「警報」はない）

（引用文献『雷から身を守るには—安全対策Q&A—改訂版』監修：日本大気電気学会）